

京 都 大 学 に お け る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 6 章 雑 則 (移 送 さ れ た 事 案 の 取 扱 い)</p> <p>第 4 7 条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p><u>第 4 8 条</u> この規程に定めるもののほか、本学における個人情報の保護に関し必要な事項は、総括保護管理者が定める。</p>	<p>第 6 章 雑 則 (移 送 さ れ た 事 案 の 取 扱 い)</p> <p>第 4 7 条 (同 左) (適 用 除 外)</p> <p><u>第 4 8 条</u> 本学における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成 2 5 年法律第 2 7 号) に基づく特定個人情報等の取扱いその他特定個人情報等の保護については、<u>京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程(平成 2 7 年達示第 4 9 号)の定めるところによる。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第 4 9 条</u> (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日 から 施 行 す る 。</p>